

第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭2025）部門用OA機器の賃貸借契約書  
（案）

借主 第49回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会（以下「甲」という。）と貸主（以下「乙」という。）とは、末尾記載のOA機器（以下「借入物品」という。）に関し、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、法令を遵守し、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の内容）

第2条 契約の内容は、次のとおりとする。

- （1）借入物品 部門用OA機器一式
- （2）借入期間 仕様書のとおり
- （3）賃借料 月 額 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）  
ただし、借入期間に1か月未満の端数が生じたときは、その月の賃借料は、日割計算によって算定（1円未満の端数が生じたときは切捨てる。）するものとする。  
諸経費 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）  
総額 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- （4）納入場所 仕様書のとおり
- （5）機器構成 別紙「機器構成表」のとおり

（契約保証金）

第3条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第152条第2号を準用し免除するものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

- 第4条 乙は、この契約に係る権利又は義務を、あらかじめ甲の書面による承諾がある場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、規則第60条第3項に基づき、会計管理者が支払書を作成し、取引店に送付した時点で生ずるものとみなす。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、乙が甲の書面による事前の承諾を得ずに、この契約から生じる金銭債権を第三者に譲渡し、その旨を甲に通知したときは、甲は任意に次の各号のいずれかの対応をすることができる。この場合において、甲は、当該債権につき一切免責されるものとする。
    - （1）譲受人とされた者への弁済
    - （2）供託所への供託

(第三者への委任等)

- 第5条 乙は、借入物品の賃貸借に伴う納入及び調整等に係る付帯業務（以下「付帯業務」という。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ委任又は請負（以下「委任等」という。）の相手方の商号又は名称及び住所、委任等を行う業務の範囲、契約金額、委任等の必要性及び履行確認方法、その他甲が必要とする事項を記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。委任等の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2 前項の規定により甲の承諾を得て第三者に付帯業務の委任等を行う場合、乙は、委任等の相手方に対し、この契約により乙が負担する義務と同等の義務を課すとともに、委任等の相手方の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。

(機密保持)

- 第6条 乙及び乙の使用人並びに前条の規定により委任し、又は請け負わせた場合の受任者又は下請人及びそれらの使用人（以下「乙等」という。）は、この契約の履行に関して知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報については、特に定めがない限り、機密情報として扱わないものとする。
- (1) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報で、情報の開示について当該第三者の書面による承認を得た情報
  - (2) 乙等が機密情報を利用することなく独自に開発した情報
  - (3) 公知のもの又は甲若しくは第三者から得た後、乙等の責めによらないで公知となった情報
  - (4) 既に乙等が保有している情報
- 3 乙等は、この契約の履行のため個人情報の取扱い及び管理については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 4 前3項の規定は、この契約の満了又は解除等契約終了の事由を問わず、この契約終了後もその効力を有する。

(納入等)

- 第7条 乙は、第2条第2号の借入期間の初日（以下「使用開始日」という。）に、甲の指定する場所に借入物品を納入し、使用可能な状態に調整した上で、甲の使用に供しなければならない。
- 2 前項の納入及び設置に要する費用は、乙の負担とする。

(検査)

- 第8条 乙は、借入物品を使用可能な状態で甲に納入したときは、その旨を遅滞なく甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受領したときは、速やかに検査し、その検査に合格したときをもって、乙から借入物品の引渡しを受けたものとする。
- 3 乙は、借入物品が甲の検査に合格しなかったときは、甲の指定する日までに、その指示に従い、これを補正しなければならない。この場合において、借入物品の補正に要する費用は、乙の負担とする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、借入物品の補正が完了したときについて準用する。

5 甲は、月毎に、履行を確認するための検査を行うものとする。

(賃借料等の支払)

第9条 乙は、前条第2項及び第3項の甲の検査に合格した後、各月の翌月に第2条に規定する賃借料の月額を支払を甲に請求するものとする。

2 月額以外の諸経費の支払については、初月に含めるものとする。

3 甲は、乙の正当な請求書を受領した日から30日以内に、賃借料等を乙に支払わなければならない。

(履行遅滞に対する遅延損害金)

第10条 乙は、使用開始日までに借入物品を甲に納入することが困難となったときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面により使用開始日の延期を甲に申し出、甲の書面による承諾を得なければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により、使用開始日までに借入物品を甲に納入することが困難になったときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、乙の責めに帰すべき事由により、使用開始日までに借入物品を甲に納入することが困難になったときは、乙は、使用開始日の翌日から引き渡した日までの遅滞日数に応じ、賃借料総額に当該使用開始日が経過した日における民法(明治29年法律第89号)第404条に定める法定利率(以下「法定利率」という。)で算定した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

3 前項の遅延損害金は、賃借料と対当額をもって相殺するものとする。

(転貸の制限)

第11条 甲は、あらかじめ乙の書面による承諾を得ないで、借入物品の賃借権を譲り渡し、又は借入物品を第三者に転貸してはならない。

(公租公課)

第12条 借入物品に係る公租公課は、乙が負担する。

(借入物品の管理)

第13条 甲は、借入物品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(使用上の損傷等)

第14条 甲は、故意又は重大な過失により借入物品を滅失し、又は毀損した場合において、乙が要求するときは自己の負担において原状に回復しなければならない。

(借入物品の返還)

第15条 甲は、借入期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは、借入物品を乙に返還するものとする。

2 借入物品の撤去及び返還に要する費用は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により契約解除を行う場合は、この限りでない。

(契約の内容の変更)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し書面により、契約の内容の変更を求めるこ

とができる。この場合における変更内容は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(暴力団等による不当要求行為の排除)

第17条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団関係者（同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）その他不当要求行為（不当又は違法な要求、妨害行為その他契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下同じ。）を行う全ての者（以下「暴力団等」という。）から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。

3 乙は、契約の履行に当たって、第5条第2項の規定により甲の承諾を得た乙の受任者又は下請人が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、乙に報告するよう受任者又は下請人を指導し、委任等の相手方からその報告を受けたときは、甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(甲の契約解除権)

第18条 甲は、乙が第1号から第5号までのいずれかに該当するときは何らの催告を要せずに直ちに、第6号に該当するときは書面をもって乙に通知することにより、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

(1) 使用開始日までに借入物品の納入を完了しないとき又は使用開始日経過後相当の期間内に明らかに納入が完了しないと認められるとき。

(2) 契約の締結又は履行に関し不正の行為があったとき。

(3) 乙の責めに帰すべき事由によりこの借入物品が滅失又は毀損し、使用不可能となったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 第21条の規定によらないで、乙から契約解除の申し出があったとき。

(6) 次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等（乙の代表役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 甲は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(談合その他不正行為による契約解除)

第19条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって乙に通知することにより、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙(法人にあつては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(違約金)

第20条 乙は、第18条第1項又は前条の規定により契約が解除されたときは、賃借料総額(契約の一部の履行があつた場合にあつては、賃借料総額から当該履行があつた部分に相当する賃借料の額を控除して得た額)の10パーセントに相当する金額を違約金として、甲の指定する日までに支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(乙の契約解除権)

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって甲に通知することにより、

この契約を解除することができる。

- (1) 第16条の規定により、甲がこの借入物品の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が相当の期間に及ぶとき。
  - (2) 第16条の規定により、甲が契約の内容を変更しようとする場合において、賃借料総額が3分の2以上減少することが見込まれるとき。
  - (3) 甲の責めに帰すべき事由により、この借入物品が滅失又は毀損し、使用不能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第22条 甲は、契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、当該履行完了部分に対する賃借料を乙に支払うものとする。

- 2 乙は、契約が解除されたときは、速やかに借入物品の撤去又は借入場所の原状回復をしなければならない。
- 3 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当期間内に当該物品を撤去せず、又は借入場所の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物品を処分し、借入場所の原状回復を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(談合その他不正行為による損害賠償金)

第23条 乙は、この契約に関して、第19条第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として、賃借料総額の20パーセントに相当する額を甲の指定する日までに支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、契約が完了した後においても適用があるものとする。
- 3 前2項の規定は、甲に生じた損害の額が第1項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、甲がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第24条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約の履行に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償金等の相殺)

第25条 乙がこの契約に基づく損害賠償金、遅延損害金又は違約金を甲の指定する日までに支払わないときは、甲は、その支払わない額に当該指定する日が経過した日における法定利率で算定した遅延利息を付した額と、甲の支払うべき賃借料とを対当額をもって相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

(契約の費用)

第26条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第27条 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第28条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

借主（甲） 香川県高松市天神前6番1号  
第49回全国高等学校総合文化祭  
香川県実行委員会  
会長 淀谷圭三郎

貸主（乙） (住所)  
(氏名)

## (別記) 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (適正管理)

第3 乙は、この契約による業務の処理のために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (第三者への委任等の禁止)

第4 乙は、この契約による付帯業務の全部又は一部について第三者に委任（委任先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。ただし、乙は、委任先及び委任の範囲を甲に対して報告し、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合に限り、委任することができる。

この場合において、乙は、この契約により乙が負う義務を委任先に対しても遵守させなければならない。このため、乙は、乙と委任先との間で締結する契約書においてその旨を明記すること。

### (取得の取得)

第5 乙は、この契約による業務の処理のために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (従事者の監督)

第6 乙は、この契約による業務に従事する者（資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」と総称する。）に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

また、乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### (派遣労働者等の利用時の措置)

第7 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の従事者に行わせる場合は、正社員以外の従事者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。また、乙は、甲に対して、正社員以外の従事者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。



(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、甲が承認した場合を除き、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

また、業務の処理を行う場所に、資料等の複写が可能な媒体を持ち込んで서는ならない。

(作業場所の指定等)

第9 乙は、この契約による業務の処理について、原則として、甲の庁舎内において甲の開庁時間内に行うものとする。この場合において、乙は、その従事者に対して常にその身分を証明する書類を携帯させなければならない。

なお、乙は、甲の庁舎外で業務を処理することにつき、当該作業場所における適正管理の実施その他の安全確保の措置についてあらかじめ甲に届け出て、甲の承認を得た場合は、当該作業場所において業務を処理することができる。

(資料等の運搬)

第10 乙は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第11 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務の処理のために取り扱う個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(実地調査等)

第12 甲は、この契約による安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、乙に対して必要な資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(資料等の返還)

第13 乙は、この契約による業務の処理のために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約による業務処理の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の承認を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。

(事故発生時における報告)

第14 乙は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第15 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。委任先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(別紙) 機器構成表

No.	機 器 名	数 量
1	ノートパソコン	23 台
2	Wi-Fi モバイルルーター	23 台